

養父市子ども・子育て支援事業計画

<概要版>

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境を整備するため様々な取り組みを推進しています。平成 24 年 8 月には、子ども・子育て関連 3 法が成立し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本市においては、市民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成 27 年 3 月に「養父市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。第 1 期計画が令和元年度末をもって終了することから、第 1 期計画での取り組みでの成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期養父市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定し、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの「貧困対策計画」を含む計画です。

また、上位計画である「養父市総合計画」の部門別計画として位置付けられ「養父市教育振興基本計画」「養父市地域福祉計画」、その他子どもの福祉または教育に関する事項を定める計画」と整合・連携を図っています。

3. 計画の期間

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
第 1 期養父市子ども・子育て支援事業計画					計画 策定	第 2 期養父市子ども・子育て支援事業計画				



基本理念

子どもたちが『いのちの喜び』を実感できるまち・養父市

第1期子ども・子育て支援事業計画の理念を引き継ぎ、本計画の基本理念を「子どもたちが『いのちの喜び』を実感できるまち・養父市」とし、未来の社会を担っていく子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、子どもたちがいきいきと夢や希望を持って育ち、保護者が安心して子育てできるように地域全体で支えられるような社会を目指します。

また、親は子育ての第一義的責任を負う立場ではありますが、親が子育てで孤立することのないように、行政や学校、事業所など地域で生活しているすべての人々が相互に連携・協力しながら、子どもや子育て家庭を支援する体制を整備します。

基本目標

(1) 子どもの「生きる力」を育む体制づくり

- 少子化が進んでも、本市の子どもの最善の利益が保障され、健やかな「子育て」が促されるよう、質の高い就学前教育・保育を提供できる体制を充実します。
- 「生きる力」の育成に必要な資質・能力である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育む教育を推進し、児童生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばすとともに、「確かな学力」の向上を図り、「健やかな心」を育む教育活動を充実します。
- すべての子どもが生まれてきたことに感謝や喜びを感じながら、個性を發揮し自立心を養い、自己も他者も大切に思う自尊感情を育むことで、「次代につながる親育ち」のための基礎づくりを支援します。

(2) ともに子どもたちを育てるための地域づくり

- 妊娠前から妊娠、出産、産後にわたる切れ目のない支援の一層の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進めます。
- 地域による「子育て」と「親育ち」の活動を応援するとともに、多様化する保護者の教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう就学前教育・保育の提供体制を充実します。また、仕事や様々な活動と子育てとの両立がしやすくなるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子育て家庭への様々な支援とともに、「子育て」「親育ち」「子育て」を地域が支えるという視点のもと、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるよう、子どもを産み育てやすい地域づくりを進めます。

(3) 子どもの権利を尊重するまちづくり

- 子どもの権利を守るため、市民が人権尊重に対する理解を一層深める人権教育を推進するとともに、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携した取り組みを推進します。
- いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネット上のいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。
- 子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、また経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困解消に向けた取り組みを推進します。

施策の方向

1. 子どもの生きる力を育む環境の充実

- 1 乳幼児期の教育・保育の質の向上
- 2 学力と健やかな身体を育む環境の向上
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 食育の推進
- 5 障がいのある子どもへの支援の充実

取り組み

- 一時預かり・延長保育の実施
- 運動遊び
- 喫煙・飲食に対する学習機会の充実
- 親子クッキング講座の実施
- 障がい児居宅支援の充実

2. 子どもの個性と能力を育む環境の充実

- 1 安心して過ごせる環境の確保
- 2 遊びや学びの機会の充実
- 3 次代の親の育成の推進
- 4 若者の自立支援

取り組み

- 多目的スポーツ公園の利用促進
- 学校・園庭の開放
- 乳幼児等とのふれあい体験の充実
- 若者の結婚促進事業の推進

3. 子どもを安心して生み育てられる環境の充実

- 1 母と子のいのちと健康の確保
- 2 小児医療体制の充実
- 3 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進
- 4 ひとり親家庭への支援
- 5 快適な住まいやまちづくり

取り組み

- 子どもや母親の健康の確保
- かかりつけ医の確保の啓発
- 生活保護世帯等に対する教育・生活支援
- 医療費助成事業
- 自立支援・就業相談事業

4. 子どもの安全を確保するまちづくり

- 1 子どもを犯罪から守るまちづくり
- 2 子どもを災害から守るまちづくり
- 3 こどもの交通安全を確保するまちづくり

取り組み

- 地域の自主防犯体制の推進
- 防災教育の推進
- 安全な道路環境の整備

5. 地域全体で子どもたちを育てる環境の充実

- 1 地域でともに子供を育てる意識の醸成
- 2 地域の子育て支援体制の充実
- 3 家庭や地域の教育力の向上

取り組み

- 世代間交流事業の推進
- 子育て支援ネットワーク体制の整備
- 学校支援地域本部事業の推進

6. 子育てと仕事の両立支援

- 1 多様な保育サービスの充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 企業の子育て支援体制の整備
- 4 男女共同参画意識の啓発

取り組み

- 病児・病後児保育事業の実施
- 学童クラブの実施
- 企業に対する子育て支援意識の啓発
- 男女共同参画プランの推進

7. 子どもの権利を守るための体制の充実

- 1 子どもの人権についての啓発・学習
- 2 児童虐待防止ネットワーク体制の充実
- 3 いじめ・不登校などへの対応

取り組み

- 子どもの権利についての学習の推進
- 虐待の通告義務と通告場所の周知
- いじめ、不登校のない学校体制づくり

子育て支援に関する窓口

◎母子保健事業 【健康課 ☎ 662-3167】

- ・乳幼児健康診査
- ・赤ちゃん訪問
- ・親子のびのび教室 など

◎子育て相談事業

- ・こどもすこやか相談、おいしゃさんの発達相談 など 【こども育成課 ☎ 664-0315】
- ・利用者支援事業 【健康課 ☎ 662-3167】
【こども育成課 ☎ 664-0315】
【NPO 法人りとるめいと ☎ 662-2677】

◎認定こども園での子育て支援事業 【こども育成課 ☎ 664-0315】

- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・地域子育て支援事業（園庭開放など）
- ・認定こども園等巡回相談 など

◎その他の子育て支援事業

- ・休日一時預かり保育事業 【NPO 法人りとるめいと ☎ 662-2677】
- ・子育て支援ヘルパー派遣事業 【こども育成課 ☎ 664-0315】

◎病児・病後児保育事業

- ・病児保育事業 【養父市病児保育センター ☎ 666-8307】
- ・病後児保育事業 【たいようこども園 ☎ 662-4835】

◎放課後児童健全育成事業

- ・学童クラブ 【こども育成課 ☎ 664-0315】
- ・放課後こども教室 【社会教育課 ☎ 664-1628】

◎経済的な支援（負担軽減）事業

- ・多子世帯保育料の軽減 【こども育成課 ☎ 664-0315】
- ・児童手当、児童扶養手当 など 【社会福祉課 ☎ 662-3167】
- ・乳幼児等医療費助成 など 【保険医療課 ☎ 662-3165】

右のQRコードから養父市ホームページにアクセスできます。

第2期養父市子ども・子育て支援事業計画（本編）を掲載しています。



第2期養父市子ども・子育て支援事業計画 一概要版一

令和2年3月 養父市教育委員会 こども育成課

〒667-0198 養父市広谷 250-1 電話 079-664-0315